

## 革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業 国際標準化活動支援要件

革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業による社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの研究開発プロジェクトの実施者に対する国際標準化活動支援について、その支援対象を決定するための審査の要件として「国際標準化活動支援要件」を以下のとおり定める。

### (1)本基金事業による国際標準化活動支援に係る申請における前提要件

本基金事業による国際標準化活動支援に係る申請には、以下2つのケースがある。

- ①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて新規に申請されるプロジェクトの提案者による申請
- ②社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて採択されたプロジェクト(令和5年度に採択されたものに限る)の実施者による申請

①②のいずれの場合も、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの採択時の提案書において、当該プログラムの研究開発成果に係る国際標準化活動を行う取組、計画、対象となる標準化団体等が明確に記載されていることが前提条件となる。

②の場合、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの採択時の提案書に記載された国際標準化の取組自体は、実施することを既にコミットした内容であることから、当該取組自体を新たに支援対象とするのではなく、当該取組をより強化・拡充して対応する国際標準化活動の内容であることが支援対象の前提条件となる。

### (2)本基金事業による国際標準化活動支援に係る申請内容が満たすべき要件

項目	内容
①事業戦略に基づいたトップマネジメントによる戦略的な活動体制	<p>自社における商材の社会実装・海外展開に向けた戦略的な活動体制の構築について、以下の点が、明確かつ具体的に記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営層レベルにおいて、(i)商材に関する市場・顧客ニーズや競合他社の動向等の把握・分析とこれを踏まえた市場戦略の立案を行い、(ii)国際標準化担当を含む社内関係組織への能動的な指示等を行う、「司令塔的機能」を担う体制が整備されていることが、明確かつ具体的に記載されていること。</li><li>・ 「司令塔的機能」が主導する体制での国際標準化推進に係る社内調整の実務を担当する組織が明確になっており、かつ、「司令塔的機能」による指示のもとで当該組織が事業/営業担当や技術開発担当と有機的に連携した活動を行うこと(当該組織が事業/営業担当や技術開発担当と別組織の場合)が、明確かつ具体的に記載されていること。</li></ul>

<p>②事業戦略上の国際標準化の位置づけ</p>	<p>商材の社会実装・海外展開に向けた、自社の事業戦略上の国際標準化の位置づけについて、以下の点が、明確かつ具体的に記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際標準化活動が、市場・顧客のニーズ、自社の強み、競合他社の動向とどう関係し、その国際標準化を行うことでどのように自社の商材の強みを活かし、その商材の市場形成・獲得につなげるかの方策が、明確かつ具体的に記載されていること。</li> <li>・ 自社が注力した国際標準の活用方法が、事業戦略と密接に関係し、貢献するものであることが、明確かつ具体的に記載されていること。</li> <li>・ 国際標準化活動の持続性も考慮しつつ、十分な経営資源を投入することが、明確かつ具体的に記載されていること。</li> </ul>
<p>③国際標準化活動の具体性</p>	<p>商材の社会実装・海外展開に向けて、自社の事業戦略に基づく国際標準化活動の内容として、以下の点が、その理由も含め、明確かつ具体的に記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際標準化を行う狙い/目的・内容</li> <li>・ 派遣先となる標準化団体(具体的な会議体の情報も含む)</li> <li>・ 派遣する人材の数、属性・特性等</li> <li>・ 標準化団体に人員を派遣するタイミング</li> <li>・ 標準化団体における活動内容</li> <li>・ これらを総合した内容(いつ/どの標準化団体に/誰を何人派遣し/どのような活動を行うのか等(いわゆる「5W1H」))を時系列に沿って示したロードマップ</li> </ul> <p>※少なくとも直近3年程度の計画は実施予定の取組が明確かつ具体的に記載され、それ以降の取組については構想段階の内容が含まれていることも可能とする。</p>

以上